和歌山県立南部高等学校

2017. 6. 22. 改訂

警報発表時における臨時休業等の対応について

1　次の市町村に、**暴風警報・津波警報・特別警報**のいずれかが発表されている場合は、臨時休業とする。（いずれの場合も、判断は午前７時以降）

区域	市町村
紀中	有田市・御坊市・湯浅町・広川町・有田川町・美浜町・日高町 由良町・印南町・みなべ町・日高川町
田辺・西牟婁	田辺市田辺・田辺市龍神・田辺市中辺路・田辺市大塔・田辺市本宮 白浜町・上富田町・すさみ町

※ 臨時休業で休講となった授業は、後日その補充を行う。

2　午前１０時までに**上記警報**が解除された場合は、５・６限の授業を行う。

3　午前７時以降、自宅の市町村に**警報**が発表されるなど、登校が危険であると保護者が判断した時は、担任に連絡し自宅待機する。

この時、個々の事情により公欠または欠席とする。

4　定期考査中に臨時休業した場合は、考査期間を延長し、**休業日の考査は考査最終日**に実施する。

5　登校後に警報が発表された時は、状況を見て学校長が下校等の判断をする。